

／令和6年4月1日から／

# 相続登記の申請が 義務化されます



相続した不動産など放置していませんか？

相続後、3年以内に登記しなければ、10万円以下の過料が科せられることも！

- 住宅・土地が亡くなった親名義になっている
- 遠方に土地があるが、何十年も放置している
- 名義人が既に他界しているが、どうしたら良いか、わからずそのままにしている



罰則

10万円  
以下の過料



当事務所は相続登記の専門家です。  
相続登記でお困りのことがあれば、お任せください。

その他、各種以下のような  
ご相談も随時受け付けております。

- 遺言作成
- 成年後見・任意後見手続き
- 家族信託
- 不動産の購入、売却
- 株式会社・合同会社等各種法人設立登記 など

相談無料 | まずはお気軽にお問い合わせください



司法書士法人 れみらい事務所

Remirai Judicial Scrivener Office

公式ホームページ



代表社員 上西祥平／大貫智江

〒661-0012 兵庫県尼崎市南塚口町2丁目19番2号201

<https://amagasaki-shiho.com>

れみらい事務所

検索

お問い合わせはこちらから

☎ 06-6423-9083

✉ [info@remirai-houmu.com](mailto:info@remirai-houmu.com)

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 ※ご予約で、土・日曜・時間外対応可